

ヴィラかいせい通信

平成24年8月号 〒080-2472 帯広市西22条南2丁目2番地10
Tel 0155-37-7600 Fax 0155-37-7602

口腔機能維持管理体制加算の算定について

7月より当施設の協力歯科医療機関であります「つがやす歯科医院」の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より、介護職員に口腔ケアに関するアドバイスや指示をいただいております。これに伴い「口腔機能維持管理体制加算」（自己負担：1月30円）が算定されます。この加算は施設の体制に対しての加算となるためすべての入所者様が対象となります。



さくらユニットの食事風景

また、つがやす歯科医院の歯科医師が入所者様に口腔機能に関する検診を実施させていただいております（費用負担はございません）。検診の結果、治療の必要のある方には、つがやす歯科医院よりご家族へ直接ご連絡させていただくことになります。治療を実施した場合、医療費等はご本人様負担となります。

「**身体は健康であっても、口は寝たきり**」という言葉があるように、ご自身のお口の健康状態を意識される方は多くないようです。口腔機能の低下が思わぬ事態を引き起こす場合もございます。

「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」「お茶や汁物でムセ込みが多くなった」「口の渇きが気になる」などの心配や心当たりのある方も、ぜひご相談ください。



アイスを食べに外出

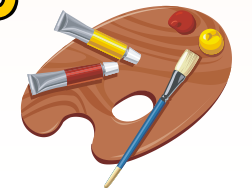
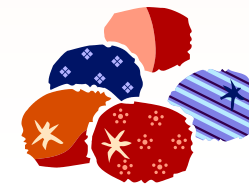


教養娯楽・趣味活動の物品について

ヴィラかいせいでは、利用者様の施設での生活をより充実させていただきたく、趣味活動等の活動を行っております。もし、ご自宅の物置などに眠っているもので、ご寄贈いただけるものがございましたら、ぜひご協力ください！！

(例)

- 布きれ、はぎれ（お手玉などの手工芸に使用します）
- あずき（お手玉を作る際に使用します）
- 百人一首、花札、将棋セット、囲碁セット、オセロ、トランプ
- 書道道具（下敷き、すずり、文鎮、筆など）
- 絵の具セット
- ティーカップ、グラス などなど



介護職員処遇改善加算の算定について

7月のご利用料金より「介護職員処遇改善加算」をご請求させていただいております。介護現場で働く介護職員の処遇を改善するという目的でこれまで国からの交付金で、介護職員の処遇改善が行われてきましたが、平成24年度の介護保険制度の改正で、交付金に代わって加算という形で新設されたものです。



中庭でひなたぼっこ

利用者様ひとり一人の基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に入所サービス利用者は1.5、通所利用者は1.7を乗じた単位数を算定させていただくこととなります。介護職員だけでなくヴィラかいせいスタッフ全員がより良いサービスを提供できるよう今後とも努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

(担当 濱)